

浄土宗の触頭制度について

——特に信濃国を中心として——

宇 高 良 哲

はじめに

江戸幕府の仏教々団統制策の一環として、諸宗に触頭制度が設置されていたことは周知の事実である。^①江戸幕府の宗教行政は徳川家康時代の初期には同朋衆全阿弥が、その後も金地院崇伝・板倉勝重などが担当していたが、彼等の死後寛永十二年（一六三五）十一月に幕府の職制の一つとして寺社奉行が設置され、宗教行政を専門的に司る機関となった。この寺社奉行から下達される命令を受領して配下の寺院に触れる機関が触頭である。幕府の命令を受領する触頭は、諸宗の江戸所在の有力寺院があたり、この江戸の触頭が、受領した幕命を諸国においてそれぞれ所属の寺院に伝達する地方の触頭が存在した。これは藩の寺社奉行の命令をも伝達した。更にまた触頭は上からの命令を下に伝える一方的機関であっただけでなく、寺院から寺社奉行に提出する各種の願書等を申

達する役目も果たしていた。江戸幕府の仏教々団統制策として従来本山・本寺から末寺へ命令伝達の組織として本末制度が存在した。しかしこの本末制度の淵源は遠く古代・中世にまで遡り、特に江戸時代の先蹤たる中世の本末関係は法流の師資相承に基づいて構成された本末寺院が多い。そのためそれは地域に限定されず、時には数ヶ国に亘る支配形態を構成していた。そのため一国一地域を区画する大名領国、あるいは幕藩体制下においては、そうした組織形態では相容れない点があり、ここに一国あるいは一地方を限る同宗派寺院の統制支配組織である触頭制度が成立したのである。そして江戸幕府の幕藩体制が強化されるにつれて、各宗派内の伝統的な支配組織である本末制度よりも、この触頭制度が次第に重視されてくるようになる。私は数年来浄土宗の触頭制度について集中的に論考を重ねている。^②それらの論考を踏えて、知恩院増上寺の両触支配を受けた信濃の特異な触頭制度について解

明を加えてみたい。

信濃国の触頭制度

浄土宗の江戸の惣触頭は増上寺の役者である。地方の触頭は領国単位で、単一、乃至は複数の有力寺院が任命されている。信濃国の触頭寺院は次表の如くである。

信濃国触頭一覽表

住 所	知恩院分	増上寺分
松 代	願行寺 大英寺	願行寺 大英寺
小 諸	光岳寺	光岳寺
飯 田	来迎寺 高峰寺 柏心寺 西教寺	来迎寺 高峰寺 柏心寺 西教寺
飯 山	忠恩寺	忠恩寺
松 本	浄林寺 生安寺	玄向寺
諏 訪	貞松院	貞松院
高 遠	満光寺	満光寺
駒 場	浄久寺	浄久寺
上 田	芳泉寺	芳泉寺 願行寺 呈連寺

この表をみて明らかな如く、松本と上田で多少相違があるが、ほとんど同じ寺院が知恩院分の触頭と増上寺分の触頭を兼務している。このように両本山の触頭が重複しているのは特異な例である。

寛政元年（一七八九）二月に増上寺役者から寺社奉行松平紀伊守信道に提出した報告書によると、

浄土宗の触頭制度について（宇 高）

（増上寺）
御当山支配国者何国々ニ而候哉、右之外者知恩院支配ニ候哉、但一国毎ニ触頭等も有之候哉之旨ニ御座候、

此段関八州・陸奥国・出羽・越後・信濃・甲斐・伊豆・駿河・遠江・三河、此拾七ヶ国之寺院者御当山之支配ニ御座候、但此内越後・信濃・伊豆・駿河・遠江・三河六ヶ国之寺院者、知恩院々触出候事も有之、就中越後・信濃兩國之寺院共知恩院・御当山之両触ニ御座候、右之外四拾九ヶ国之寺院者京都知恩院并浄華院・金戒光明寺・知恩寺、又西山流栗生光明寺・京都円福寺・禅林寺・誓願寺等之支配ニ御座候、乍然、御用向并法義之品ニより、右国々之寺院江御当山々直達之事も有之候、且一国毎に多分者触頭等有之、関八州・奥州兩國之寺院者、檀林所ニ而触頭相兼候、又遠近共御当山々別触之寺院も有之、又触頭ニ者無之候得共、触口ト相究候も有之、又国所ニより知恩院より究置候触頭ニ者無之候得共、前来御当山より申渡置候触頭寺も御座候、

とある。これをみると原則として増上寺管轄地域は関東を中心に十七ヶ国である。この中で越後・信濃・伊豆・駿河・遠江・三河の六ヶ国は知恩院の触頭も存在し、越後・信濃の兩國は知恩院と増上寺の両触であるといっている。この外の四十九ヶ国は知恩院とその他の各本山の管轄地域である。更に各国には触頭が存在して、各本山の命令を触下寺院に伝達している。また各国の由緒寺院や遠隔地寺院は触頭の触下から

浄土宗の触頭制度について（宇高）

独立して、本山から直接触れが伝達される別触寺院、触口寺院も存在した。別触や触口は触頭より一格下位の寺院である。この外に増上寺単独で触頭を任命している国もあると記されている。

この記録によつて信濃国が増上寺と知恩院の両触であつたことが充分裏付けられる。

そこで信濃国の両触の実体について説明を加えてみたい。

知恩院日鑑の宝永二年（一七〇五）の条には、

去二月之芳札、今月朔日来着、令披見候、旧冬從増上寺其許へ、寺領・本堂間數・庫裡間數・寺内坪數・末寺・寮舎・本寺付、随分致吟味差出候様ニと申来候付、貴寺触下之寺院吟味之上、書付被差出候、（中略）

一、此度之書面ニ、貴寺触下之当山末寺之諸寺院、増上寺末寺支配之様ニ而、何も迷惑被存候段、是又得其意候、前々從公儀被仰出候御条目、從当山之条目、分明之上へ、旧来無紛本寺を差置、今更余寺末寺支配ニハ罷成間鋪候、（後略）

三月廿八日

三役印
（知恩院）

松城

六役印

大英寺

とある。これは知恩院役者が松代の触頭大英寺に対して増上寺が実施した寺院改めの調査の際に、松代の知恩院末寺を増上寺末寺と書上げたことに抗議している書状である。これは

他の国では考えられず両触の弊害である。両触がもつとも典型的なのは駒場浄久寺である。浄久寺所蔵の享保七年（一二二）と推定される七月廿三日付の知恩院役者の達には、其寺之儀、前々來迎寺・峯高寺・柏心寺・西教寺、四ヶ寺触下紛無之候、然処御朱印且御由緒之筋にて、右四ヶ寺触下之儀、任願新ニ御除被下、別廻章ニ被仰付者也、

七月廿三日

惣本山役者 天性寺印

常林寺印

信州駒場

浄久寺

とある。これをみると駒場浄久寺はこれまで飯田の触頭四ヶ寺（來迎寺・峯高寺・柏心寺・西教寺）の触下寺院であつたが、同地方唯一の朱印寺であること、更に宮崎家の菩提寺である由緒により、この時知恩院の別触寺院に昇格している。

同じく浄久寺所蔵の宝暦十一年（一七六二）十一月付の増上寺役者の定によると、

定

信州伊那郡駒場村浄久寺者、於郡中一ヶ寺依為御朱印寺、從中古惣廻除之、公儀御触事等別段違之候処、近來及中絶諸事御触事不達之、別而寺社御奉行所々被仰渡候事不行届候条、自今御触事、任先例別状を以可達之候、尤享保元申年被仰出候趣茂有之に付、住持替之節者其身相動候檀林并普号・因名等書記、以書中

繼目御礼可申上候、右之趣、向來為令無異變連署如件、
増上寺四十六世妙譽大僧正御代役者

宝曆十一巳年十一月

信州伊那郡駒場村

浄久寺

良源院（花押）
観智院（花押）
祐月（花押）
密厳（花押）

とある。これをみると浄久寺は宝曆十一年十一月に知恩院と同様の理由により増上寺からも別触寺院に任命されている。しかも増上寺の場合はすでに享保元年に浄久寺を別触寺院に任命していたようである。このように浄久寺は知恩院と増上寺から別触寺院にそれぞれ任命されている。これは本来伊那郡の浄土宗寺院は飯田四ヶ寺の触下に属していたが、遠隔地であったために触れが次第に廻達されなくなり、廻達の徹底を計るために伊那郡の由緒寺院である浄久寺が別触寺院に任命されたのであろう。

しかし本来知恩院と増上寺の触は同様のものである。浄土宗の触の伝達経路は、江戸幕府の寺社奉行から出された触が、まず一宗の惣触頭である増上寺の役者に伝達される。増上寺の役者は前述の書上の如く、関東十七ヶ国は自づから触を伝達し、西国第四十九ヶ国は知恩院の役者経由で触が諸国

に伝達される。そのため信濃では知恩院と増上寺の両方から同様の触が伝達されたはずである。

信濃では何故このような変則的な触頭制度になったのであろうか。信濃は越後と共に知恩院と増上寺の管轄地域の分岐点にある。しかも共に遠隔である。現存する史料を見ると江戸初期には信濃・越後は知恩院の管轄地域であったように思われる。しかし江戸中期以降になると、松本の玄向寺の触頭昇格⁶。上田の芳泉寺の単独触頭昇格⁷等をみると、増上寺の意向が強く反映しており、知恩院に代って次第に増上寺の管轄地域になってしまったようである。これらの地域では知恩院経由で増上寺役者に届出ることとは大変であり、直接江戸に出るようになったためであろう。しかし知恩院側の既得権主張により、江戸後期まで両触れの形式を残したものであろう。

- 1 「諸宗階級」（『続々群書類従』十二所収）、豊田武著『日本宗教制度史の研究』（触頭の項）参照。
- 2 拙稿「全阿弥考―徳川家康の初期の寺社取次ぎ役―」（『大正大学研究紀要』六十四輯所収）参照。
- 3 1、拙稿「浄土宗の触頭制度について」（『法然浄土教の総合的研究』浄土宗教学院刊）参照。
ロ、拙稿「江戸諸宗触頭成立年次考」（『大正大学研究紀要』六十八輯）参照。
- ハ、拙稿「浄土宗の触頭制度について―特に触頭の諸国分布を中心に―」（『印仏研』二十九巻第一号）参照。
- ニ、拙稿「浄土宗の触頭制度について―特に美濃国を中心に―」（『仏教論叢』第二十六号）参照。
- 6・7 （3）イ論文参照。5 元禄年間の『知恩院日鑑』参照。
増上寺所蔵『規約類聚』参照。（大正大学助教授）